

料金改定のおしらせ

令和5年
10/1
から

新料金は令和5年10月1日以降に利用の許可を受ける方から適用となります。

室場ふれあいセンター

時間帯 部屋名	9:00-13:00 13:00-17:00 17:00-21:00 (各4時間)		全日 9:00-21:00 (12時間)	
	旧	新	旧	新
多目的ホール	1,040	1,270	3,120	3,810
多目的ホール個人利用 (一人につき)	100	100	—	—
会議室	410	590	1,230	1,770
研修室1	200	290	600	870
研修室2	200	290	600	870
料理室	310	430	930	1,290

西尾市行財政改革推進計画に基づき、負担の公平性の原則から、公共施設使用料の適正化に取り組み、料金の算定方法や利用者の負担割合などを定め、使用を改定します。